

新

旧

	(26) 苦情解決対策 費			
	(27) 調理業務外 委託費			
	小計			(C)
印刷製本費	計	(A) + (B) + (C)		(D)
	(D)			
	取扱定員×12月		(E)	
	別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額		(F)	
	(E)又は(F)の低い方の額		(G)	
	(G)×取扱定員×12月		(H)	
〇〇費	実支出額		(I)	
	基準地手当	算定基準による算定額(内訳別紙)	(J)	
		(I)又は(J)の低い方の額	(K)	
	実支出額		(L)	
〇〇費	夜間警備体制強化加算費	算定基準による算定額	(M)	
		(L)又は(M)の低い方の額	(N)	
	実支出額		(O)	
〇〇費	施設機能強化推進費	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)	
		(O)又は(P)の低い方の額	(Q)	
	事務用冬期操縦費(北海道所在施設のみ)	円×取扱定員	(R)	
	実支出額		(S)	
〇〇費	入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額	(T)	
		(S)又は(T)の低い方の額	(U)	
	実支出額		(V)	
〇〇費	単身赴任手当	算定基準による算定額	(W)	
		(V)又は(W)の低い方の額	(X)	
	実支出額		(Y)	
	精神科歴歴上費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(Z)	
		(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)	
	実支出額		(b)	
	障反除去費	算定基準による算定額	(c)	
		(b)又は(c)の低い方の額	(d)	
	実支出額		(e)	
	心療療法担当職員加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(f)	
		(e)又は(f)の低い方の額	(g)	
	実支出額		(h)	
	同伴児童対応等指導員歴歴上費加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(i)	
		(h)又は(i)の低い方の額	(j)	
	実支出額		(k)	
	通訳歴歴上費加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(l)	
		(k)又は(l)の低い方の額	(m)	
	実支出額		(n)	
	ケースワーカー歴歴上費加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(o)	
		(n)又は(o)の低い方の額	(p)	
	実支出額		(q)	
計	一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告:様式1+2)	(r)	
		(a)又は(r)の低い方の額	(s)	
	実支出額		(t)	
	人身取引被害者の一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告:様式4+5)	(u)	
		(t)又は(u)の低い方の額	(v)	
	実支出額		(w)	
	要保護女子の一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告:様式7+8)	(x)	
		(w)又は(x)の低い方の額	(y)	
	実支出額		(z)	
	合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(I)+(m)+(p)+(s)+(z)	(A)	
	民間施設給与等改善費(民間経営施設のみ)	(A)×(別に定める加算率)	(AA)	
	標準図書補助基本額	(z) + (AA)	(BB)	

(注)1 算定内訳において円未満の端数がある場合、これを切り捨てること。
2 (1)給与において新年度4月1日以降当該施設職員に増減があった場合(1カ月以内における増減を除く)、その事実の生じた日の属する月の翌月から改定することとなること。

	(26) 苦情解決対策 費			
	(27) 調理業務外 委託費			
	小計			(C)
印刷製本費	計	(A) + (B) + (C)		(D)
	(D)			
	取扱定員×12月		(E)	
	別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額		(F)	
	(E)又は(F)の低い方の額		(G)	
	(G)×取扱定員×12月		(H)	
〇〇費	実支出額		(I)	
	基準地手当	算定基準による算定額(内訳別紙)	(J)	
		(I)又は(J)の低い方の額	(K)	
	実支出額		(L)	
〇〇費	夜間警備体制強化加算費	算定基準による算定額	(M)	
		(L)又は(M)の低い方の額	(N)	
	実支出額		(O)	
〇〇費	施設機能強化推進費	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)	
		(O)又は(P)の低い方の額	(Q)	
	事務用冬期操縦費(北海道所在施設のみ)	円×取扱定員	(R)	
	実支出額		(S)	
〇〇費	入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額	(T)	
		(S)又は(T)の低い方の額	(U)	
	実支出額		(V)	
〇〇費	単身赴任手当	算定基準による算定額	(W)	
		(V)又は(W)の低い方の額	(X)	
	実支出額		(Y)	
	精神科歴歴上費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(Z)	
		(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)	
	実支出額		(b)	
	障反除去費	算定基準による算定額	(c)	
		(b)又は(c)の低い方の額	(d)	
	実支出額		(e)	
	心療療法担当職員加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(f)	
		(e)又は(f)の低い方の額	(g)	
	実支出額		(h)	
	同伴児童対応等指導員歴歴上費加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告)	(i)	
		(h)又は(i)の低い方の額	(j)	
	実支出額		(k)	
計	一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告:様式1+2)	(l)	
		(k)又は(l)の低い方の額	(m)	
	実支出額		(n)	
	人身取引被害者の一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告:様式4+5)	(o)	
		(n)又は(o)の低い方の額	(p)	
	実支出額		(q)	
	要保護女子の一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業実績報告:様式7+8)	(r)	
		(q)又は(r)の低い方の額	(s)	
	合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(I)+(m)+(p)+(s)	(A)	
	民間施設給与等改善費(民間経営施設のみ)	(A)×(別に定める加算率)	(AA)	
	標準図書補助基本額	(s) + (AA)	(v)	

(注)1 算定内訳において円未満の端数がある場合、これを切り捨てること。
2 (1)給与において新年度4月1日以降当該施設職員に増減があった場合(1カ月以内における増減を除く)、その事実の生じた日の属する月の翌月から改定することとなること。

新

② 指導員加算分

支出済額		施設名 (地域手当)										金額			
経費の種類	金額	年4月1日現在職員現員										期末勤続手当加算	金額		
人	件	職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤続手当加算	金額		
														給	与
支	出	専	業												
		計										(7)	(7)		
		標準額													
		指導員											(7)		
		小計											(7)又は(7)の低い方の額	(7)	
		(2) 期末勤続手当	((7)+(7))×4.15月										(A)		
		(5) 超過勤務手当													
		(6) 住居手当													
		(7) 通勤手当													
		(10) 年休代替要員費													
		(13) 社会保険料専業主負担金	(7)×12月×0.17820										(B)		
		小計											(B)		
		(18) 旅費													
		(17) 庁費													
		(19) 職員研修費													
		(21) 職員健康管理費													
		(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員分	円									(C)		
		小計											(C)		
		計	(A) + (B) + (C)										(D)		
			(D)										(E)		
			取扱定員×12月										(F)		
			別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額										(G)		
			(E)又は(F)の低い方の額										(H)		
			(G)×取扱定員×12月										(I)		
		実支総額											(J)		
		算定基準による算定額(内訳別紙)											(K)		
		(I)又は(J)の低い方の額											(L)		
		合計	(H) + (K)										(M)		
		民間施設給与等改善費(民間経営施設のみ)	(L)×(別)に定める加算率										(N)		
		標準国庫補助基本額	(L) + (M)										(O)		

③ 合計

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額 + 指導員加算額
----------	--------------------

旧

② 指導員加算分

支出済額		施設名 (地域手当)										金額			
経費の種類	金額	年4月1日現在職員現員										期末勤続手当加算	金額		
人	件	職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤続手当加算	金額		
														給	与
支	出	専	業												
		計											(7)	(7)	
		標準額													
		指導員											(7)		
		小計											(7)又は(7)の低い方の額	(7)	
		(2) 期末勤続手当	((7)+(7))×4.15月										(A)		
		(5) 超過勤務手当													
		(6) 住居手当													
		(7) 通勤手当													
		(10) 年休代替要員費													
		(13) 社会保険料専業主負担金	(7)×12月×0.17820										(B)		
		小計											(B)		
		(18) 旅費													
		(17) 庁費													
		(19) 職員研修費													
		(21) 職員健康管理費													
		(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員分	円									(C)		
		小計											(C)		
		計	(A) + (B) + (C)										(D)		
			(D)										(E)		
			取扱定員×12月										(F)		
			別紙1 交付基準の施設事務費基準限度額										(G)		
			(E)又は(F)の低い方の額										(H)		
			(G)×取扱定員×12月										(I)		
		実支総額											(J)		
		算定基準による算定額(内訳別紙)											(K)		
		(I)又は(J)の低い方の額											(L)		
		合計	(H) + (K)										(M)		
		民間施設給与等改善費(民間経営施設のみ)	(L)×(別)に定める加算率										(N)		
		標準国庫補助基本額	(L) + (M)										(O)		

③ 合計

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額 + 指導員加算額
----------	--------------------

(3)月別入所延人員

	4	5	6	7	8	9	10	小計	11	12	1	2	3	小計	合計
要保護 女子等															
乳児															
幼児															

四

新

略

(4)施設(一時保護所)事業費算定内訳

経費の種類	支出済額	施設名													
		要保護女子等分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	計	
							6月未満	6月以上							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
食料費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	4月														
	5月														
	6月														
	7月														
	8月														
	9月														
	10月														
	11月														
	12月														
	1月														
	2月														
	3月														
	計														

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

(4)施設(一時保護所)事業費算定内訳

経費の種類	支出済額	施設名													
		要保護女子等分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人員取引並運営支援費	計
							6月未満	6月以上							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
食料費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	4月														
	5月														
	6月														
	7月														
	8月														
	9月														
	10月														
	11月														
	12月														
	1月														
	2月														
	3月														
	計														

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設(一時保護所)

区分	本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1)定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主				円 級地
(2)加算額	世帯主 準世帯主 非世帯主				
合計				円	

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

四

新

昭

新

旧

略

2 婦人保護施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。

なお、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村」に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。

別表1

婦 人 保 護 施 設 運 営 費 総 括 表

分 施設名	支 出 済 額			交付基準算定額			備 考
	事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設	円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計							計 (1)+(2) 円

旧

新

略

新

旧

略

別表2

機械及び器具(1件当たり単価50万円以上)の購入実績

区分種目	取得する機械器具					備考
	品名	規格	数量	単価	用途	
				円		